

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 25 日に提出いたしました第 65 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(4) <省略>

(訂正後)

(1)~(4) <省略>

(5)取締役の選任の方法

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(6)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。これは、事業環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

剰余金の配当等

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日であり、中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日であります。またそのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。